

第7回加賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 決定事項等

日時 令和2年4月7日 14時00分～

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく加賀市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

本日（4月7日（火））、国において緊急事態宣言が行われる予定であることから、緊急事態宣言の後、これまで任意設置であった「加賀市新型コロナウイルス感染症対策本部」を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へ切り替える。

2 市内小中学校の臨時休業について

4月13日（月）から5月1日（金）までの期間において、次の理由から、市内すべての小中学校（小学校18校、中学校6校）で臨時一斉休業することを決定した。

① 加賀市では新型コロナウイルス感染者は確認されていないが、近隣自治体（福井県を含む。）において感染者が確認されており、市内外相互の移動があることから、感染リスクがある。

② 市民の安全を考えた場合に、感染予防措置を最優先すべきである。

※ 小中学校とも、学年ごとに週1回の登校日を設ける予定

3 市内展観施設等の臨時休館について

小中学校の臨時休業に準じ、市内展観施設10か所、フィットネス施設3か所、その他施設4か所（計17か所）の臨時休館を決定した。